

災害対策緊急資金

～平成29年台風18号～

平成29年台風18号により直接被害を受けた中小企業の皆様を支援するため、災害復旧に必要な資金の円滑な供給を目的とした融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	<p>◆京都府内に営業所又は事業所があり、府内で6ヶ月以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合で、京都府・京都市が指定する災害等により直接被害を受け、<u>市町村長が発行するり災（被災）証明を受けた方</u></p> <p>《中小企業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎法人の場合…府内に営業所又は事業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 <p>《組合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>※京都府税・京都市税（京都市民または同市内に営業所等を有する方以外は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金・設備資金 10年以内</p> <p>＜原則として均等月賦返済、必要に応じ2年以内の据置可＞</p>
融資利率	◆年0.9%（固定金利）
融資限度額	<p>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円</p> <p>ただし、保証協会の保証利用可能額の範囲内</p>
担保・保証人	<p>◆保証協会の保証が必要 ＜原則法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要＞</p> <p>※通常の保証料から最大0.3%引き下げ</p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>（京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工組合中央金庫）</p>
実施期間	◆平成29年9月28日～平成30年3月31日

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

経営あんしん（セーフティネット）融資 災害対策緊急資金取扱要領

（目的）

第1条 この融資は、災害等により直接被害を受けた中小企業者等の災害復旧に必要な資金を融資し、その経営の継続・再建を図ることを目的とする。

（融資の対象）

第2条 融資の対象は、府内で引き続き6ヶ月以上同一事業を営む中小企業者（個人及び会社等をいう。）及び組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。以下同じ。）で、府・京都市が指定した災害等により被害を受け、市町村長が発行するり災（被災）証明を受けた者とする。

（資金の使途）

第3条 融資する資金の使途は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

（融資の限度額）

第4条 融資する資金の額は、有担保で2億円、無担保で8,000万円を限度とする。ただし、本融資の現残を含み、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証利用可能額の範囲内とする。

2 経営安定関連保証により別枠を利用する場合の融資限度額及びその取扱いは、前項の例による。

（融資の期間）

第5条 融資の期間は、10年以内とする。

（融資の利率）

第6条 融資の利率は、年0.9%の固定金利とする。

（返済方法）

第7条 融資を受けた資金の返済方法は、原則として均等月賦返済とする。ただし、必要に応じて2年以内限り、据え置くことができるものとする。

（保証人及び担保）

第8条 融資に当たっては、保証協会の保証を付すものとする。なお、原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人を不要とし、必要に応じ担保を要する。

（相談及び受付機関）

第9条 融資の相談及び受付機関は、取扱金融機関とする。ただし、相談については、次に掲げる機関においても対応するものとし、この制度の内容、申込資格、手続等を説明する。

- (1) 京都府産業支援センター（京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21）
- (2) 京都府広域振興局
- (3) 商工会、商工会議所、地域ビジネスサポートセンター
- (4) 保証協会

2 受付機関は、この制度による融資を受けようとする者の申込資格を確認の上、申込みを直接受け付けるものとする。

（提出書類）

第10条 融資申込書（取扱金融機関所定）には、次に掲げる書類の添付を必要とする。

- (1) 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）
- (2) 最近の試算表（貸借対照表、損益計算書）
- (3) 許認可等を要する業種にあつては、その許認可等を証する書面の写し
- (4) 府税・京都市税の納税証明書（京都市外の企業にあつては、府税の納税証明書のみ）
- (5) 市町村長が発行するり災（被災）証明書
- (6) 必要に応じ中小企業信用保険法第2条第5項の特定中小企業者であることの市町村長の認定書
- (7) 必要に応じ法人登記事項証明書
- (8) その他受付機関及び保証協会が必要と認めた書類

（各機関の事務処理）

第11条 取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、保証協会へ信用保証依頼を行うものとする。

- 2 保証協会は、取扱金融機関から受けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関へ送付するものとする。
- 3 取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき信用保証付融資を実行するものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。